

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ竜王町環境衛生対策要項

1 趣旨

この要項は、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ」において、本町で開催される競技会の環境衛生対策について、「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ竜王町医事・衛生基本計画」に基づき、必要な事項を定める。

2 実施方法

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ竜王町実行委員会は、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関および関係団体等の協力を得て環境衛生対策を実施する。

3 実施項目

環境衛生対策は次の事項を実施する。

(1) 会場および生活環境の美化

選手・監督、役員、視察員、報道員および一般観覧者等に清潔で快適な環境を提供するため、競技会場、道路等の公共の場所の清掃を実施するとともに、廃棄物の不法投棄の防止を図り、会場等の美化に努める。

(2) 廃棄物（ごみ等）の処理

競技会場等における廃棄物の発生抑制、分別収集を徹底し、可能な限りリサイクルに努める。また、リサイクルできない廃棄物については適切な処理を行う。

(3) 宿泊施設の衛生対策

宿舎の管理者と連携し、宿泊者が快適な環境のもとで過ごせるよう、宿舎およびその周辺の環境衛生管理の強化を図る。

(4) 飲料水の衛生対策

水道事業者および関係機関と連携し、必要に応じて水質検査等を行うとともに、施設等の維持管理の強化を図るなど、飲料水の衛生保持に努める。

(5) 衛生害虫等の対策

生活環境の衛生保持を図るため、必要に応じて衛生害虫等の駆除を行い、発生源対策に努める。

(6) 受動喫煙防止対策

競技会場における受動喫煙防止対策を行い、望まない受動喫煙が生じないように努める。

4 その他

(1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(2) リハーサル大会における環境衛生対策についても、必要に応じてこの要項を準用する。

付 則

この要項は、令和 6 年 3 月 27 日から施行する。